

長崎大学大学院医歯薬学総合研究科における長期履修に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、長崎大学長期履修規程（平成18年規程第47号。以下「規程」という。）第9条の規定に基づき、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科における長期履修の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 長期履修を希望する者（以下「申請者」という。）は、規程に定める申請書に次の各号のいずれかの書類を添付し、研究科長に申請するものとする。

- (1) 規程第2条第1号該当者 在職を証明するもの
- (2) 規程第2条第2号又は第3号該当者 長期履修が必要であることを証明するもの

(申請期限)

第3条 前条の申請書の提出期限は、長期履修の開始を希望する学期に応じて、次の各号に掲げる期日とする。

- (1) 前期 2月末日
- (2) 後期 8月末日

(認定の通知)

第4条 長期履修の認定の可否については、長期履修の開始を希望する学期が始まる前までに決定し、文書により申請者に通知する。

(履修形態の変更)

第5条 認められた長期履修の期間の短縮（長期履修の取りやめを含む。）に係る手続については、第2条から前条までの規定を準用する。

(履修指導)

第6条 長期履修を認められた者に対する履修指導は、申請者及び指導教員等と相談のうえ、医歯薬学総合研究科学務委員会が行うものとする。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。